

仙台・冬の観光プロモーション業務

仕様書

1 業務名

仙台・冬の観光プロモーション業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 目的

本市では、「仙台市観光戦略 2027～Into a New Era～」の重点プロジェクトのひとつである「心弾むエモーショナル都市の創造」の中で、冬季の新たなナイトイベントの創出を掲げており、当該イベントと連動した冬季期間の観光プロモーションを強化することにより、その認知度や関心度を高め、首都圏をはじめ市内外からの誘客促進を図ることを目的とする。

4 業務の内容

冬季の新たなナイトイベント「SENDAI Bright-Nights STORY」が当該プロモーションのメインコンテンツとなることに留意すること。

（1）観光情報サイト「せんだい旅日和」を活用した情報発信

- ① 観光情報サイト「せんだい旅日和」において特集記事を作成することとする。その際、「SENDAI Bright-Nights STORY」主催者による広報ページとの連携を図ること。
- ② 「SENDAI Bright-Nights STORY」をメインとした観光スポット等の紹介のほか、冬季ならではの要素、ストーリーや食、最新の情報などを幅広く盛り込むこととし、適宜更新を行うこと。
- ③ 紹介する観光スポット等については、営業時間や交通アクセス等、わかりやすく掲載するとともに、他のウェブサイト掲載情報に簡単にアクセスできるよう工夫すること。
- ④ 写真や動画を活用して内容の充実を図り、旅行意欲を喚起できるよう工夫すること。
- ⑤ 掲載するコンテンツについては発注者と協議の上、決定すること。
- ⑥ 作成するホームページ、またホームページに掲載する各種コンテンツについては、業務終了後も活用できるよう、デザインやデータの移行について配慮すること。

（2）ポスター、チラシの作成

「SENDAI Bright-Nights STORY」をメインとした観光スポット等の紹介のほか、冬季ならではの要素、ストーリーや食、最新の情報などを掲載したポスター・チラシを作成すること。

- ・納期及び納品場所は発注者と協議のうえ決定することとし、PDFファイル形式により増刷時の元データとなりうる高品質のデータを納品すること。
- ・内容やデザインはホームページと連動させ統一感を持たせること。
- ・「SENDAI Bright-Nights STORY」主催者による広報ページや「せんだい旅日和」の二次元バーコードを掲載すること。

※サイズ等の指定は下記のとおり。

媒体	サイズ	色	紙質	制作枚数
ポスター	A 1	カラー	光沢紙等のポスター、チラシにふさわしいもの	50 枚
チラシ	A 4 両面			20,000 枚

(3) 「SENDAI Bright-Nights STORY」の宣材写真撮影及び動画の制作

「SENDAI Bright-Nights STORY」の今後のプロモーションに活用するための宣材写真及び動画の撮影を実施し納品すること。

- ・撮影に必要な機材及び背景セット一式を調達し、設営・撤去を行うこと。撮影場所については、発注者と協議の上決定する。
- ・撮影に支障のない人員体制で臨むこととし、撮影の調整及び進行管理、現場での撮影指示等、必要な業務を行うこと。
- ・動画のナレーションは不要とするが、映像イメージに合わせて効果的なBGMなどの音楽を選定することは妨げない。この場合は、選定する音楽について発注者との協議を行うこと。また、音源の使用料について、委託料の中から支払うこと。
- ・動画はMP4形式で完成することとし、後日「せんだい Tube」で公開することができるようすること。
- ・納期及び納品場所は発注者と協議のうえ決定すること。
- ・動画サイズは、フルHD以上とすること。

(4) メディアやインフルエンサーを活用したプロモーション

訴求力を高めるため、テレビや雑誌、JR仙台駅の広告媒体、インフルエンサーを活用したプロモーションの実施が可能な場合は、積極的に提案に含めること。

(5) 報告書の提出

実施期間終了後、速やかに事業実施報告書を提出すること。

(6) その他

- ① 受託者は掲載する各施設や店舗等から掲載承諾を取ること。
- ② 撮影等にあたり必要となる各種手続きは受注者の責任のもと適切に行うこと。
- ③ 掲載内容及び写真については、関係箇所に内容を照会し、情報確認を受けること。
- ④ 掲載する写真やイラスト等は、原則として受託者が作成、撮影、収集、保持しているものを使用することとし、著作権・肖像権などに留意すること。
- ⑤ 発注者及び受託者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面または電磁的記録により確認を行うこと。その費用は全て委託料の中で賄うこと。
- ⑥ 著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受託者の費用により受託者が対応すること。

5 業務遂行上の留意点

(1) 実施計画書

受注者は、本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施するものとする。

（2）届出及び報告

受注者は以下の事由が発生したときは、速やかに発注者に対して届出または報告を行い発注者の指示に従うこと。

- ① 業務履行体制を変更するとき
- ② 業務履行に際して事故が発生したとき
- ③ 発注者から届出または報告が求められたとき

（3）打ち合わせの実施

受注者は、発注者に対し業務の進捗状況及び課題について隨時報告を行うとともに、業務履行にあたっての調整または確認を行うため適宜打ち合わせを行うこと。

（4）環境への配慮

受注者は、業務の履行にあたり「新・仙台市環境行動計画」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。

（5）第三者への委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により発注者と協議し、承認を得た事項については第三者に委託することができる。

（6）成果物に関する権利の帰属

- ① 受注者は、成果物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- ② 発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- ③ 受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。（想定する内容は、写真の削除・追加、レイアウトの修正、施設・観光情報変更に係る情報の訂正、ページの削除・新規追加など。）
- ④ 発注者又は受注者以外の者が権利を有する著作物等を使用する場合、受注者は、著作権者との間で必要な調整を行い、著作権者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- ⑤ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。
- ⑥ （6）内の規定は、（5）により第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

（7）業務履行にかかる費用

本業務において取材等に係る交通費等の経費が必要な場合は、受注者において全ての手続きを行い、その経費を負担すること。

（8）委託事項の順守・守秘義務

- ① 受注者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を順守すること。
- ② 受注者は本履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

6 業務に関する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、発注者に対して積極的にこれを提案するものとする。

7 協議

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、その都度受注者と発注者による協議を行い費用負担も含め決定するものとする。

8 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。